

議案第26号

読谷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

読谷村個人番号の利用に関する条例（平成27年読谷村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「及び番号法別表第2に掲げる」を「及び」に、「が行う事務」を「が行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

令和6年4月25日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實